

新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領

（令和6年3月28日市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保に資するため、新座市が発注する建設工事（営繕工事）において、「週休2日制工事」を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5%に満たない場合は、対象期間の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っているときに、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(2) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示するものとする。

(3) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(4) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(5) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

(6) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場休息及び巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所の例による。

(7) 現場閉所（現場休息）日 対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（対象とする工事）

第3条 週休2日制工事の対象は、原則全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事その他の週休2日制工事の実施が困難な工事は、例外的に対象としないことができる。

(1) 竣工時期や現場条件（夏季休暇中に完成が求められている等）に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）

(3) 単価契約方式による工事

(4) 対象期間が1か月未満の工事

（発注方式）

第4条 週休2日制工事は、現場閉所（現場休息）により週休2日に取り組むこと（第7条第1項において「現場閉所型」という。）を発注者が指定して発注するものとする。

（適正な工期の確保）

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。この場合において、不履行時の工期末における変更手続に要する期間を考慮するものとする。

（積算方法等）

第6条 週休2日制工事は、当初の予定価格算出の際、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に、補正係数を乗じて補正するものとする。この場合における複合単価の労務費の補正係数は、1.02とし、市場単価及び物価資料の掲載価格の補正方法は総合政策部長が別に定める。

2 施工後に現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち、前項の規定により予定価格算出の際に行った補正分を減額して契約変更を行うものとする。この場合、次の計算方法により減額変更後の請負代金額を算出するものとする。

【減額変更の計算方法】（全て税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

= 当初請負契約額 × (前項の規定による補正を行わない場合の設計価格 / 同項の規定による補正を行った設計価格)

(実施方法)

第7条 発注者は、週休2日制工事の発注に当たっては、別記に基づき入札公告、指名通知書及び特記仕様書に現場閉所型で行うことを明示するものとする。

2 受注者は、現場着手前に、次のとおり対応するものとする。

(1) 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 現場着手日の属する月の休日取得計画書を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で、休日取得計画書を作成することとする。

3 対象期間中は、次のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、翌月分の休日取得計画書を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。最終月は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

(2) 当該月終了後、休日取得実績書を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。最終月は7日ごとに確認を受ける。

(3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。

(5) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(6) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、次のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場完成日以後3日以内に、対象期間全ての休日取得実績書を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、週休2日に係る経費について必要となる精算変更の契約を行う。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以後は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

5 この要領に関し必要な様式の作成は、財政部長が別に定める。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

附 則（令和6年9月27日市長決裁）

1 この要領は、令和6年10月1日から実施する。

2 この要領の実施の日前に、この要領による改正前の新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領第6条第1項の規定により設計をした工事の補正係数については、なお従前の例による。

別記

入札公告、指名通知書及び特記仕様書への「週休2日制工事」である旨の明示

【入札公告】

その他

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領の対象工事である。

(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4週8休以上」が達成できない場合、減額の契約変更を行うものである。

【指名通知書】

その他

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領の対象工事である。

(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4週8休以上」が達成できない場合、減額の契約変更を行うものである。

【特記仕様書】

（週休2日制工事）

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領の対象工事である。

(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4週8休以上」が達成できない場合、減額の契約変更を行うものである。